

## 離婚された方へお知らせ

協議離婚の場合は、届出により効力を生じます。裁判離婚の場合は、調停成立または裁判確定の日から10日以内の届出が必要です。離婚届出のほか、他の窓口で取り扱う主な手続きについてご案内します。該当する方は、各担当窓口で手続きをお願いします

【 福岡県 八女市 】

制度など	対象者	担当窓口	手続き	必要なもの
離婚届	離婚される方	市民課 市民・年金係 ☎ 23-1115	離婚届を提出してください。	本人確認できるもの(運転免許証等)
住民異動届	離婚により住所の異動がある方	市民課 窓口サービス係 ☎ 23-1114	住民異動届を提出してください。(離婚届のみでは住所は変わりません)	本人確認できるもの(運転免許証等) (転入の場合は転出証明書)
印鑑登録	登録している印鑑の氏名に変更がある方		印鑑登録が抹消されます。登録が必要な方は新たな印鑑で登録をしてください。	印鑑登録証 (登録の場合は登録される印鑑、身分証明書(写真付き))
国民年金	第3号被保険者(配偶者の扶養)になってあった方		第1号被保険者への変更の手続きをしてください。	年金手帳
国民健康保険	国民健康保険加入者の人で氏を変更された方		被保険者証を返却してください。新しい被保険者証をお渡します。	国民健康保険被保険者証
	配偶者の健康保険の被扶養者でなくなった方 勤務先の退職により国民健康保険の加入が必要な方		国民健康保険加入届を提出してください。	健康保険資格等喪失連絡票
国民健康保険(前期高齢者)	前期高齢者(70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者)で住所・氏名に変更がある方	新しい被保険者証兼高齢受給者証をお渡します。	被保険者証兼高齢受給者証	
マイナンバーカード(住民基本台帳カード)	カード記載の氏名に変更のある方	市民課 マイナンバー推進係 ☎ 23-1117	新しい氏名をカードに記載します。	マイナンバーカード、4桁暗証番号 ※暗証番号不明の時は、身分証明書(健康保険証等) 印鑑(本人が自署できないとき)
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の父又は母及び18歳未満の児童	子育て支援課 こども支援係 ☎ 24-9342	申請書を提出してください。(児童扶養手当の手続き終了後に手続きをしてください。所得制限があります。)	被保険者証 その他(担当係にお尋ねください。)
子ども医療	子ども医療証をお持ちの人で住所、氏名に変更のある方		変更届を提出し、医療証を返却してください。新しい医療証をお渡します。	子の被保険者証 子ども医療証
児童手当	受給されている人で子どもの扶養者に変更のある方		受給消滅届を旧受給者が提出し、新しい受給者で認定請求をしてください。	新しい請求者の健康保険証 預金通帳
児童扶養手当	18歳になった年度までの児童(障害児は20歳未満)がいる父または母		認定請求をしてください。(所得制限があります。)	戸籍謄本(申請者・児童)・健康保険証・申請者の預金通帳・年金手帳 ※他の書類が必要な場合がありますので、事前にお尋ねください。
特別児童扶養手当	受給されている人で、住所・氏名に変更のある方		住所・氏名変更届を提出してください。	手当証書 (氏名が変わる場合は戸籍謄本)
幼稚園 保育所 学童保育所	幼稚園・保育所・学童保育所の保護者・児童に変更のある方	子育て支援課 こども保育係 ☎ 23-1351	変更の届けをしてください。世帯構成の変更によっては、他の書類提出が必要な場合があります。	係にお尋ねください。

裏面あり

制度など	対象者	担当窓口	手続き	必要なもの
重度障がい者医療	重度障がい者医療証をお持ちの人で住所・氏名に変更のある方	福祉課 障がい者福祉係 ☎ 23-1335	医療証を返却してください。 新しい医療証をお渡しします。	重度障がい者医療証
障害福祉サービス受給者証	受給されている人で、住所・氏名に変更のある方		住所・氏名変更届を提出してください。	障害福祉サービス受給者証
自立支援医療 (更生医療、精神通院、育成医療)	自立支援医療を受給されている人で、住所・氏名に変更のある方		受給者証の住所・氏名の書き換えをします。	受給者証 保険証
身体障害者手帳	各種手帳をお持ちの人で住所・氏名に変更のある方		手帳の住所・氏名の書き換えをします。	身体障害者手帳
療育手帳				療育手帳
精神保健福祉手帳		精神保健福祉手帳		
介護保険	介護保険の被保険者で住所・氏名に変更のある方	介護長寿課 介護保険係 ☎ 23-1353	被保険者証を返却してください。 新しい被保険者証をお渡しします。	介護保険被保険者証
後期高齢者医療	後期高齢者医療制度に加入されている方で住所・氏名に変更のある方	介護長寿課 高齢者支援係 ☎ 23-1308	住所・氏名変更の届出をしてください。 新しい保険証を送付します。	後期高齢者医療被保険者証
市営住宅	市営住宅の居住者で名義人が転出または転居される方	定住対策課 住宅係 ☎ 23-2577	市営住宅異動届を提出してください。	転出または転居した事実とその発生日が分かる書類(住民票等)
			同居されている方が引き続き居住する場合は、名義継承の手続きをしてください。(居住条件があります。)	条件等がありますので、事前に係にお尋ねください。
小中学校 義務教育学校	小中学校、義務教育学校の保護者・児童生徒に変更のある方	学校教育課 学務係 ☎ 23-1954	保護者変更などについて説明します。	
	就学援助を受給されている方		変更の届けをしてください。	
上下水道	市の上水道又は公共下水道を使用されている世帯で、使用者に変更のある方(名字の変更や名義人の変更等)	上下水道局 上水道総務係 ☎ 23-1949 下水道総務係 ☎ 23-1148	使用者等変更届を提出	
<p>手続きの際には次のものを一緒にお持ちください</p> <p>≪本人確認のための身分証明書≫</p> <p>※運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、国または地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き)</p> <p>※顔写真の付いた身分証明書を持っていない場合、健康保険証や年金手帳等の中から二つ以上を用意</p> <p>≪マイナンバー≫</p> <p>※個人番号の確認できる書類(通知カード、マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票)</p> <p>※マイナンバーが必要な手続きについては、担当窓口におたずねください。</p>				